

小児（5歳から11歳）の方へのワクチン接種について

小児（5歳から11歳）のワクチン接種は、
予防接種法上の接種にご協力いただきたい趣旨の
「努力義務」は適用されません。

接種をすることのメリットと副反応のリスクを
十分に理解し、かかりつけ医ともよく相談をして
接種を受けてください。

全国的に急拡大しているオミクロン株は感染拡大の速度が速く、本市においても今年に入ってから新規感染者が毎日確認されている状況です。感染の傾向としては、家庭内での感染が増加し、若い世代の感染者、特にワクチンの対象でなかった幼児や小中学生の感染が多く、これまでに保育園や小中学校において臨時休業や学級閉鎖を行っており、**市民の皆様**に感染拡大防止対策の徹底をお願いしているところであります。

そのような中、今後様々な変異株が流行することも想定されること、特に**重症化リスクの高い基礎疾患を有する5歳から11歳の小児**に対して接種の機会を提供することが望ましいと考えられることから、国では小児を予防接種法に基づく接種に位置づけ接種を進めることとし、全国的に3月から、本市においても3月7日から小児の初回接種を開始いたしました。本市では初回接種を開始するに当たり、短い期間で子どもさんの持病や接種の希望を調査することが難しいことから接種券を一斉送付し、**接種を希望する方に速やかに接種**いただけるよう、Web やコールセンターでの予約により接種していただくこととしております。

12歳以上を対象とした新型コロナワクチン接種については、予防接種法上、新型コロナウイルス感染症のまん延予防のため**地方自治体に対しては「接種勧奨」**が、**接種対象者及びその保護者には接種にご協力をいただきたいという趣旨の「努力義務」**が課せられています。

新たに初回接種の対象となった小児の接種については、臨床試験等から有効性や安全性が確認されていること、海外でも広く接種が進められていることなどの例を踏まえ日本でも接種が勧められることとなっております。

一方で接種対象者の**小児とその保護者への「努力義務」**については、**現時点においてオミクロン株に対するエビデンスが確定的でない**こと、現在の知見はオミクロン株の出現以前の知見であること等も踏まえ**「努力義務」を適用せず、今後、あらためて議論することが適当**であると、厚生労働省のQ&Aで説明をしております。

接種に不安を感じている方、重症化しないと言われている小児に接種が必要なのかと疑問をお持ちの方もいると思います。本市ホームページに国、県、日本小児科学会等専門的なホームページへの関連リンクもありますので、併せてご確認のうえ、**かかりつけ医ともよく相談いただくなどして、接種についてご判断ください。**

持病などの理由でワクチンを接種できない方や接種そのものに不安を感じている方もおります。**ワクチン接種を受ける又は受けないことによって、差別やいじめが起きることのないよう**、地域、学校、会社においては、**本人の判断が尊重されるよう**感染症対策をともに進めていきましょう。よろしくお願いいたします。

令和4年3月14日

登米市長 熊谷 盛廣